

第34回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年3月27日(月)午後4時00分より
於：島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1

第34回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年3月27日（月） 16時00分
2. 閉会時間 平成29年3月27日（月） 16時38分
3. 開催場所 島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
 - 第6号議案 島原農業振興地域整備計画の変更（案）について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地改良等届について
 - 報告第4号 農業用施設届について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第34回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 委員、・番 委員、・番 委員は所要の
為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立
しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、
議長が指名することになっており、・番 委員、・番 委員を指名し
ます。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番について説明しま
す。

1番の譲渡人は、. の さん、譲受人は、. の さんです。
畑1筆438平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,807平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、軽トラ
ック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、. の さん、譲受人は、. の さんです。
畑1筆70平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は15,560平方メートルで、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバ
イン1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております

次に、3番の譲渡人は、. の さん、譲受人は、. の さんです。
畑1筆181平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,755.29平方メートルで、農機具はトラクター1台、管理機5台を所
有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、. の さん、譲受人は、. の さんです。
畑1筆667平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,461平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、管理機1
台、草刈り機1台の農業機械器具を所有し、和牛親3頭、子3頭を肥育しており、すべての許可要件を
満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

4番の譲受人は、農家で38年の農作業歴があります。

酪農を営んでおり、イタリアン、ダイコンを作付し、通作距離は車で7～8分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で25年の農作業暦があります。

ニンジン、ダイコン、キャベツを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で30年の農作業暦があります。

父と母の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、はくさい、レタスを作付し、通作距離は840メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で17年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、ニンジン、バレイショ、キャベツを作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から4番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は.....の.....さん、譲受人は.....の.....さんで、申請地234平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は.....の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は……の……さんと、……の……さん、譲受人は……
……さんで、申請地170.45平方メートルを譲り受け、……
への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側及び東側は譲渡人の農地、南側及び西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は.....の.....さん、譲受人は.....の.....さん、申請地372平方メートルを譲り受け、農業用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..番 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は.....の一角にあり、北側、東側及び南側は道路を挟んで農地、西側は譲渡人の農地となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長)

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は平成8年月日不詳頃から隣接する・・・・番・と一体に、宅地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接の宅地と一体に宅地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員、・番 委員、・番 委員の退場を求めます。

(. 委員、 委員、 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 27件 75筆 83,519.00㎡

耕作権の再設定 10件 16筆 15,766.00㎡

合計 37件 91筆 99,285.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、3件 5筆 2,452.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・番 委員、・番 委員、・番 委員の入場を求めます。

(. 委員、. 委員、. 委員 入場)

議長

・委員、・委員、・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の19筆21,093平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出がありました。機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画(案)の審査決定と配分計画(案)の意見聴取を同日の会で良いとなっています。

ついでには、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取することになっています。

議案集の13ページをご覧ください。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は16,585平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は12,177.96平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は14,248平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は35,604.05平方メートル、農機具はトラクター4台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の3名で、主に野菜等を作付、又酪農をされています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は15,852平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長)

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・番・・・・委員の入場を求めます。

(・・・・委員入場)

議長

・委員に関する案件も含め、同意することに決定しましたので報告
します。

次に、第6号議案、島原農業振興地域整備計画の変更(案)について、上程します。

なお、内容の詳細について説明を求めため、産業政策課の職員を呼んでおりますので、職員の入
場を求めます。

(産業政策課、・・・・、・・・・、・・・・ 入場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、島原農業振興地域整備計画の変更(案)について、説明します。

島原市が策定している「島原農業振興地域整備計画」の計画変更(案)が市より提出がありました。
つきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を
聴取することとなり、今回上程したところであります。

現在、市が策定している「島原農業振興地域整備計画」の中の、「農業を担うべき者の育成・確保
施設の整備計画」に、農業者就業者育成・確保を目的とした施設を位置づけたいため、計画の変更を
おこなうものであります。

計画変更の詳細については、産業部産業政策課より説明いたします。

産業政策課

皆さんこんにちは、産業政策課長の・・です、ただいま農業委員会事務局より説明がありましたと
おり、今回島原農業振興地域整備計画の変更ということで、提案をさせていただきます。

内容につきましては、島原市の農業の規模拡大を図るうえでどうしても労働力が足りないというこ
とで、外国人の研修生を中心に確保されていますが、・・地区でそういった外国人実習生の宿舎等が
どうしても必要になったということで、これについては、島原市の農業振興地域整備計画に位置付け
ることで変更ができるとなっております。

詳細については、担当から説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

産業政策課

産業政策課の・・と申します。説明の前に資料の確認をさせていただきます。第6号議案 添付資
料を基に説明をさせていただきます。この中に、位置図、配置図、島原農業振興地域整備計画(案)、
新旧対照表が入っていると思います。

それでは説明させていただきます。この案件につきましては、申出者は・・・・様、申出地は島原

市・・・・・・・・番・、360㎡となっております。地目は畑であります。

申出内容は農業従事者用寮2棟及び車庫の建設をしたいとなっております。

申出地は、農地整備事業・・・・地区横の道路を挟み隣接しており、農地整備事業・・・・地区計画において畑かん事業の対象地でもありましたので、優良農地と判断される農地であると考えられます。

申出地への寮及び車庫の建設につきましては、農振法第3条第4号に規定しております農業用施設には該当しませんので、農用地区域からの除外が要件となります。

申出地への寮及び車庫の建設に伴う除外に関しましては、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」と農振法第13条第2項第2号に規定されておまして、農用地の集団化を推進するにあたり、その集団的な農用地から見て縁辺部、周辺部である必要がありますが、農用地区域の縁辺部とは判断出来かねるため、通常の除外は難しい案件であります。

しかしながら、市としても労働力確保に繋がるものと考え、長崎県と協議しましたところ、後継者不足や高齢化が進む中、農業の振興を図る上で、担い手の人材不足は課題となっております。長崎県においてもその課題解決の為、昨年7月に現状では認められていない外国人の就農を可能にする仕組みで、長崎県全域を外国人材受け入れの国家戦略特区として認めてもらうよう国へ提案されているところでありました。

そこで提案を受けた内容は、農業振興の観点から本市の農振計画書に農業振興を推進する施設として位置付けることにより、優良農地であっても農用地区域からの除外及び農地法施行令第4条第1項第2号に規定しております地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われるものに該当するため農地転用も可能となるものであります。

本市の農振計画書の位置付けにつきましては、去る3月22日に開催いたしました島原市農業振興地域整備促進協議会におきまして承認いただいたところでありましたが、農振計画書を修正するにあたりましては、農振法施行規則第3条の2の規定により農業委員会からの意見を聞くこととなっております。

以上の事により、今案件につきましては、新旧対照表に記載しております1. 農業を担うべきものの育成・確保施設の整備の方向に係る下線部分の一部修正及び2. 農業者就業者育成・確保施設整備計画の施設として位置付けることとしてよろしいか、ご提案させていただきます。

以上でございます。

議長

只今、事務局及び市産業政策課より説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 島原農業振興地域整備計画の変更（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、島原農業振興地域整備計画の変更（案）は承認することに決定します。

これで第6号議案の審議は終了となり、産業政策課はここで退席となります。

（産業政策課、・・・・、・・・・、・・・・ 退席）

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集15ページから17ページに記載のとおりで、17件 36筆 35,460.90㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集18ページから19ページに記載のとおりで、5件 13筆 10,406.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届については、議案集20ページに記載のとおりで、1件 1筆 541.00㎡の届けがありました。

次に、報告第4号、農業用施設届については、同じく議案集20ページに記載のとおりで、1件 1筆 66.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

なお、最後になりましたが、前回、第33回総会において、保留として処理されておりました、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番につきましては、お手元に配布しております、転用申請地見取図及び被害防除計画に変更され、皆さんの了解をいただきましたので、許可相当として、県知事に意見書を送付しましたので、報告します。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第34回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第34回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時38分